

コモンズ投信株式会社の議決権行使について 2020 年度版

当社は、創業の精神でもある『長期投資家として企業価値向上に貢献する』ことに取り組んでいます。下記に 2020 年度の議決権行使の基本的な考え及びガイドラインを決定いたしましたので、下記にお知らせいたします。

記

1.議決権行使に対する基本的な考え方

当社は、中長期的な資産形成を期待する投資家の資金を、中長期で企業価値向上を目指す企業に投資することで、投資の果実を還元していく資金循環(=経済のインベストメント・チェーン)の最適化に取り組んでいます。また、その取り組みにおいては、対投資家、対企業さらには投資家と企業との直接対話の機会の創出など、「対話」を重要な手段として位置付けています。議決権行使は、こうした対話を通じた中で積み上げてきた知見をベースに、それぞれの企業ごとに「中長期的な企業価値向上につながるのか」、「投資家の中長期的な資産形成につながるのか」を予断なく判断して行使していきます。また、当該議案に課題があった場合には、行使前、行使後もその課題に対する対話を進めて参ります。こうした姿勢は、当社のスチュワードシップ・コードにも則ったものです。

(参考)当社のスチュワードシップ・コード:<http://www.common30.jp/company/stewardship.php>

2.議決権行使の意思決定プロセス

議決権行使の基本的な考え方及びガイドラインは投資委員会にて決定され、その方針に基づき、各担当アナリストが議決権行使に係る指図案(棄権を含む)を策定し、投資委員会メンバーに提案されます。指図案に異論がでた場合には十分に精査を行い、最終的な判断は取締役会で選任された ESG 最高責任者の判断とします。

3.具体的な賛否判断のガイドラインの目安

当社は、投資判断において財務情報に加えて非財務情報にも重点をおいて企業価値の中長期的な成長を判断しています。つまり、形式的な基準のみによって企業価値を判断することはありません。下記のガイドラインにつきましても、数値基準などを目安として提示することで当社の対話の「見える化」を試みるものであり、機械的な行使を説明しているものではありません。

○ガイドラインの目安

【剰余金処分】

剰余金の処分は、企業の成長ステージによって十分に吟味する必要があり、成長投資と株主還元とのバランスが重要と考えています。以下の基準は、そのバランスを考慮する時のベースとなるものです。

(議案判断基準)

- ・過去3期平均の総還元性向が 30%未満の場合は原則反対としますが、個社の状況についても勘案します。
- ・長期的な利益水準を考慮せず、継続的な(3期間以上)過剰配当については原則反対とします。
- ・剰余金処分案が株主総会に付議されない場合、また、その説明が不足している場合は取締役選任議案に原則反対とします。

【定款変更】

定款の変更は、ガバナンスが強化され中長期の企業価値向上につながるかどうかを重視します。

(議案判断基準)

- ・取締役の定員増員に関しては、説明が不十分な場合には原則反対とします。

【取締役選任議案】

取締役選任議案は、業績不振の継続、反社会的行為並びに社会的信用失墜行為、ガバナンスの強化などの観点を重視します。なお、私たちはガバナンスにつきましても、経営陣の多様性を優先事項として考えているため、社外取締役の役割を重視しています。ただし、兼務社数につきましても、上場企業で執行役員を務めている場合は当該企業を含んで最大 2 社、執行役員を務めていない場合は当該企業を含む上限最大 3 社までを希望し、将来的には取締役会メンバーの過半数が社外取締役で占められていることを期待しています。同様に、実質的にガバナンスに影響を与える相談役・顧問が置かれている場合は、解消を求めています。

(議案判断基準)

- ・再任社外取締役候補の取締役会出席率が低い(80%未満)場合は原則反対とします。
- ・今期計画を含め3期連続営業減益の場合は原則反対とします。
- ・今期計画を含め3期連続営業赤字もしくは3期連続最終赤字の場合は原則反対とします。
- ・反社会的行為並びに社会的信用失墜行為の発生により経営上重要な影響が出ている場合は原則反対とします。
- ・ROE が8%を今期計画を含め3期連続下回った場合は原則反対としますが、個社の状況についても勘案します。
- ・社外取締役選任については明らかに独立性に欠けると判断される場合は原則反対(独立性の判断については、東証の留意事項による)とします。
- ・独立社外取締役の選任が2人以上ない場合、または取締役会においての構成比率が 1/3 未満の場合で、その理由が不足している場合は原則反対とします。

- ・社外取締役の在任期間が再任により継続して9年以上にわたる場合は原則反対としますが、個社の状況についても勘案します。
- ・親会社等が存在する場合、利益相反防止及び少数株主、一般株主の権利保護の観点からのガバナンス体制の説明が十分でない場合は原則反対とします。

【監査役選任議案】

監査役選任議案は、反社会的行為並びに社会的信用失墜行為、ガバナンスの強化などの観点を重視します。

(議案判断基準)

- ・反社会的行為並びに社会的信用失墜行為の発生により経営上重要な影響が出ている場合は原則反対とします。
- ・社外監査役については、独立性に欠けると判断される場合は原則反対とします。
- ・監査役の在任期間が継続して9年以上にわたる場合は原則反対とします。
- ・監査役としての十分な知見、資質についても判断材料として考慮します。

【役員賞与】

(議案判断基準)

- ・反社会的行為並びに社会的信用失墜行為に関与した場合、役員賞与の支給には原則反対とします(業績に与える影響を考慮します)。
- ・最終利益が赤字、無配の場合、役員賞与の支給には原則反対とします。
- ・取締役会出席率の低い(80%未満)社外役員への賞与支払いには原則反対とします。

【報酬額の改定】

(議案判断基準)

- ・取締役1人あたりの報酬額が大きく増加する場合で、その理由が不足している場合は原則反対とします。

【ストックオプション】

(議案判断基準)

- ・付与対象者に社外取締役や監査役が含まれる場合、原則反対とします。

【役員退職慰労金支給】

(議案判断基準)

- ・役員退職慰労金の支給は原則反対とします。

【買収防衛策】

(議案判断基準)

- ・原則反対としますが、長期的な株主価値増大に資するものかどうかという観点からも検討します。

【株主提案】

(議案判断基準)

- ・長期的な株主価値増大に資するものかどうかという観点から検討します。

【当社株主銘柄への対応】

・利害関係銘柄の議決権行使は、中立性を鑑み棄権または外部機関に依頼します。

(注)コモンズ投信株式会社の万全な経営基盤を構築するために、現在、議決権のある株主で上場会社1社、議決権がない種類株式を通じて上場会社5社が株主(※)になっていただいています。勿論、株主であることを理由に投資先に組み入れることはありませんし、議決権の行使についても中立性を担保した議決権行使の指図を行うものとします。

※法的な開示義務に基づき株主上位3名を公表しています。議決権の無い株主である4社の上場会社の中ではベネッセホールディングスが対象となります。

以 上